

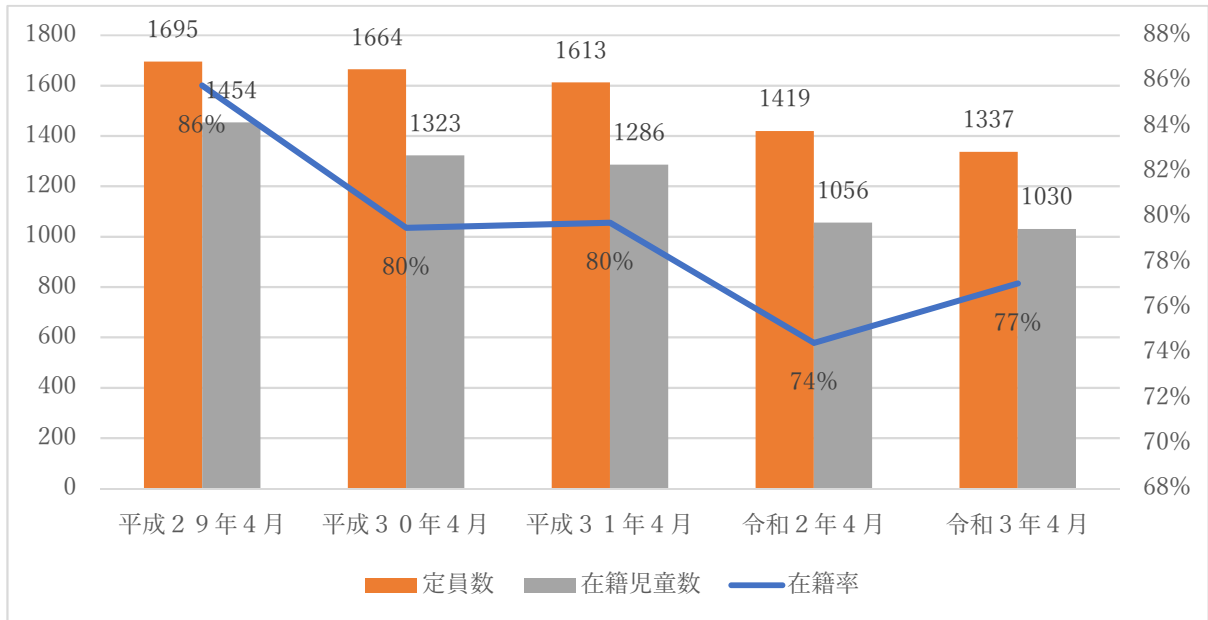
認証保育所の現状及び今後の支援について

1 現状と課題

(1) 欠員の状況

認証保育所の整備については、平成 26 年度より整備計画に組み込み、事業者を公募しながら平成 29 年度まで進めてきたが、近年の保育需要の変化等により一部施設に欠員が増えはじめた。区は令和 2 年度以降、認証保育所への支援として運営費補助や保育料補助の制度改正を行い一部欠員状況は改善したものの、複数の事業者から経営上の理由による閉園に関する相談を受けるなど、依然として経営は厳しい状況におかれている。

(表 1) 認証保育所の児童数の推移

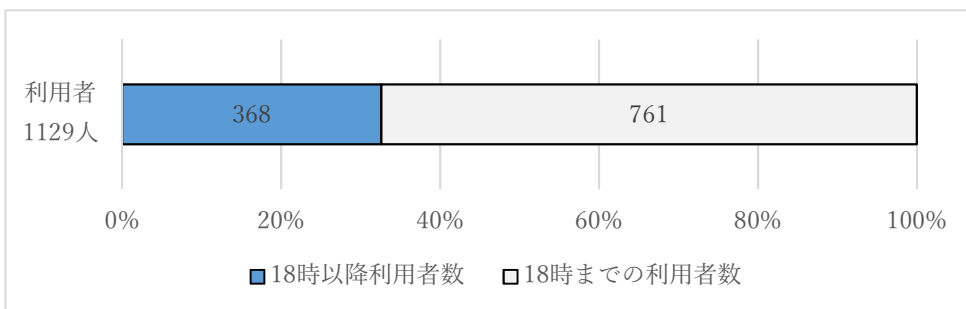


(2) 利用状況 (令和 3 年 10 月 1 日現在)

認証保育所は認可保育所だけでは応えきれない夜間、短時間、就労要件のない利用など多様化する保育ニーズの受け皿となっている。区内の利用状況は以下のとおりである。

①夜間利用の状況

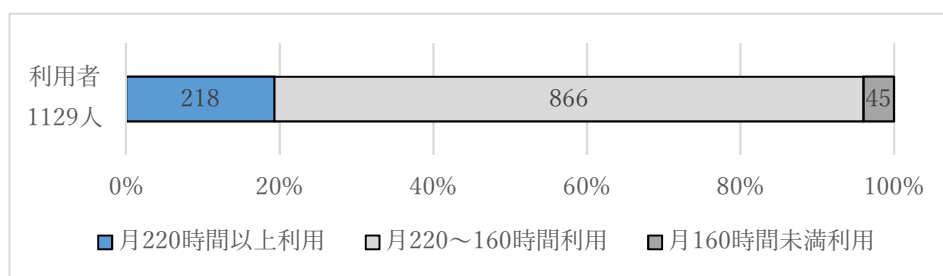
(表 2) 18 時以降の利用者数の割合



▽利用者のうち 3 割強の利用者が 18 時以降の利用契約をしている。

②長時間・短時間利用の状況

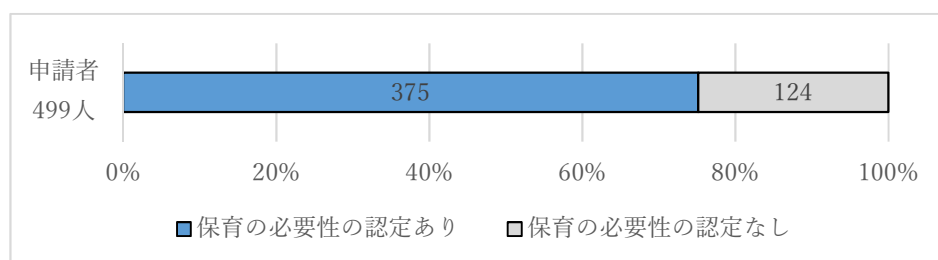
(表3) 利用者の月あたりの契約時間の割合



▽月220時間以上の契約者は20%弱となっている一方、月160時間未満の契約者は約4%にとどまっている。

③保育の必要性の認定の取得状況

(表4) 保育料補助申請者(0～2歳児クラス)のうち、保育の必要性の認定取得の割合



▽保育料補助申請者のうち、約7割5分の児童が保育の必要性の認定を取得している。

(3) 移行支援

認証保育所の認可移行については、平成26年度以降、整備計画数量及び予算との整合を図りながら、国の認可移行支援策を活用し、必要な説明、助言・指導、認可基準に適合させるための施設整備費等補助支援を行い、これまで認証保育所20施設が認可保育所に移行している(表4)。

しかし、今年度については、2年連続で保育待機児がゼロとなり、認可保育園でも欠員が拡大している状況(表5)を踏まえ、新規施設整備と合わせ、新たな事業者の募集を見合わせている。すでに事業決定している事業者に対する支援は継続する。

(表4) 過去の認証保育所の移行実績

| 年度 | H27 | H28 | H29 | H30 | R1 | R2 | R3 | 合計 |
|-----|-----|-----|-----|-----|----|----|----|----|
| 施設数 | 1 | 6 | 6 | 2 | 0 | 4 | 1 | 20 |

(表5) 認可保育所の定員の空き状況(令和3年4月時点)

| 地域 | 0歳 | 1歳 | 2歳 | 3歳 | 4歳 | 5歳 | 合計 |
|-----|-----|----|----|-----|-----|-----|------|
| 世田谷 | 61 | 27 | 8 | 40 | 68 | 108 | 312 |
| 北沢 | 18 | 2 | 1 | 20 | 38 | 48 | 127 |
| 玉川 | 55 | 9 | 19 | 65 | 67 | 76 | 291 |
| 砧 | 54 | 3 | 1 | 33 | 26 | 61 | 178 |
| 烏山 | 45 | 6 | 14 | 22 | 15 | 31 | 133 |
| 合計 | 233 | 47 | 43 | 180 | 214 | 324 | 1041 |

2 今後の支援策

今後の保育需要の見通しが不透明である中、多様な保育ニーズの受け皿である認証保育所の経営改善のため、以下の方向性により新たな支援を行う。

なお、具体的な方策については、認証保育所の個別のニーズ等を丁寧に聞き取った上で、保育部内の3課横断の検討PTにおいて、区の保育需要や保育施設の欠員状況、最新の人口推計の動向を踏まえつつ、検討を進めていく。

今後の認証保育所支援策の方向性

(1) 地域の子育て支援施設としての役割強化

今後の保育施策の重点方針の一つとして令和3年9月2日福祉保健常任委員会で報告した「地域に開かれた子育て家庭への支援の充実」において、認証保育所についても、事業者と意見交換を行いながら、地域の実情に応じた子育て家庭への支援として一定の役割を担えるよう支援のあり方を検討する。

(2) 保育の質の向上

区では認証保育所の保育の質を向上させるため、巡回支援や研修などを実施しているが、今後はそれに加えて、事務連絡会等において保育に関する改善事例の情報を共有するなどの事業所間の連携を強化する取り組みや、乳幼児教育センターにおける研修や交流の活用、今年度からサポーター園となった区立保育園と共に地域保育ネット等の身近な地域単位での交流、連携を進める等、引き続き認証保育所に寄り添った支援を行う。

(3) 東京都との連携

東京都に対して、区の認証保育所の欠員の状況を踏まえた新たな支援策や、短時間保育の実態に合わせた基準の見直しを求めるなど、引き続き連携を密にしながら支援を検討していく。